路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一三九番四から同市萩生字岸ノ下一三四三番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月十七日

○四国地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年六月十六日

四国地方整備局長　名波　義昭

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一一三九番四から同市萩生字岸ノ下一三四三番二地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月十七日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
福岡県八女郡広川町大字新代字馬頭一三八九番六七から同町大字新代字西ノ谷一三三二番二八まで	前	一一・八四～一五・九三メートル
	後	一三・五七～二六・〇〇　一〇・二三三～一〇・二三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡都農町大字川北字新別府一四三二番一から同町大字川北字新別府下原一九四九番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月十六日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

六月十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案提出

六月十四日議員から提出した議案は次のとおりである。

文部科学大臣松野博一君不信任決議案（山井和則外六名提出）

安倍内閣不信任決議案（安住淳外三名提出）

要求書受領

六月十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

文部科学大臣松野博一君不信任決議案　山井和則外六名

安倍内閣不信任決議案　安住淳外三名

議案受領

六月十四日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案

議案通知書受領

六月十四日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百九十二回国会内閣提出、本院継続審査）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

質問書提出

六月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府と沖縄県が争う「沖縄県名護市辺野古への新基地建設問題」解決に向けた政府の取組姿勢の変化に関する質問主意書（仲里利信提出）

政府職員の通報が公益通報保護制度の対象になるか否かの基準に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

後発医薬品の使用促進の目標設定と目標達成のためのインセンティブのあり方に関する質問主意書（鷲尾英一郎提出）

凶悪犯罪・重大犯罪に関する、被害届の不受理、逮捕状の不執行、捜索・差押の過程及び政府関係者による報道関係者への説明に関する質問主意書（柚木道義提出）

米軍嘉手納基地の旧海軍駐機場の再使用に関する質問主意書（仲里利信提出）

沖縄県名護市安部の沿岸部で発生した米軍オスプレイの墜落事故調査報告書等に関する質問主意書（仲里利信提出）

リニア中央新幹線建設に伴うトンネル残土等に関する質問主意書（北神圭朗提出）

国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の見解に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

東京電力福島第二原発の廃炉に関する質問主意書（小熊慎司提出）

一括賠償後の賠償基準等の策定に関する質問主意書（小熊慎司提出）

一般財団法人グリーンチャンネルの競馬中継放送に関する質問主意書（柿沢未途提出）

平成三十一年度以降の国際コンテナ戦略港湾に関する質問主意書（井坂信彦提出）

保育所の入所基準の運用に関する質問主意書（井坂信彦提出）